

日本海軍の艦隊編成に関する基礎知識

THE ABC OF IMPERIAL JAPANESE NAVY'S FLEET ORGANIZATION

by Koji Amekura

雨倉 孝之



昭和9年4月、鹿児島入港直前に撮影された連合艦隊の主力。画面手前の3隻は第2艦隊第4戦隊所属の高雄型重巡、先行する4隻は第1艦隊第1戦隊の戦艦群である。

軍艦と艦長，隊と司令

艦隊編成の基礎のキの字となる「艦隊令」では、第1条を次のように定めていた。太平洋戦争に敗れた昭和20年8月15日の時点においてだが、「艦隊ハ軍艦2隻以上ヲ以テ編成シ」と、まず掲げ、続けて「必要ニ応シ駆逐隊、潜水隊、砲艦隊、海防隊、輸送隊、水雷隊、掃海隊、駆潜隊、航空隊又ハ駆逐艦、潜水艦、砲艦、海防艦、輸送艦、水雷艇、掃海艇、駆潜艇、敷設艇、哨戒艇ヲ編入シ港務部、防備隊、航空隊、特務艦及必要ナル機関等ヲ付属ス」さらに「艦隊ハ必要ニ応シ軍艦及駆逐隊、潜水隊、砲艦隊、海防隊、輸送隊、水雷隊、掃海隊、駆潜隊若ハ其ノ他ノ部隊ヲ以テ又ハ航空隊2隊以上ヲ以テ編成ス……」と、引用が長くなったがこのようにである。

戦前の昭和16年1月10日に、陸上航空隊だけでも艦隊を編成しようとの大変革を実施し、戦中、軍艦と組む隊や艦艇の種類に変動を加えた結果だったが、軍艦を艦隊の要に置く基本姿勢に変わりはなかった。

日本海軍では、よく「艦船部隊」という言葉を使った。別に「艦艇」の用語もあり、こちらは軍艦と、いま記した駆逐艦以下哨戒艇までの艦と艇をいった。それから運送艦、工作艦などの特務艦と、敷設特務艇や魚雷艇など特務艇とを合して称する「特務艦艇」の類別もあった。また、工廠とか港務部、学校など各種の陸上官衙に所属

する救難船、曳船、水船、標的船など種類の「雑役船」が存在した。かつ海上、陸上を問わず、戦闘力を有する集団を「部隊」と呼んだので、以上をひっくるめ、簡略総称する際に艦船部隊の語を用いたのである。

艦艇のなかで「軍艦」と特別扱ひされたフネには、敗戦時、戦艦、巡洋艦、航空母艦、水上機母艦、潜水母艦、敷設艦、練習戦艦、練習巡洋艦の8種が数えられた。

軍艦はその大小に関係なく1隻が一つの戦闘単位であり、艦長が戦いの陣頭に立つ。したがって教育訓練に関しては、1艦が1基本部と呼ばれて艦長が采配を振るい、一方軍政上、官庁として扱われるときの艦長は所轄長、自艦のすべてに全責任を負う地位に置かれていた。

だが、駆逐艦や潜水艦、掃海艇などの小艦艇ではそうではなかった。それらは何隻かが集合して「隊」を形成し、集団行動によって実効を上げるのを本旨としている。「駆逐隊ハ駆逐艦2隻以上ヲ以テ編成ス」と定められ、潜水艦ほか駆潜艇なども、同様に潜水隊、駆潜隊……を編成するのが本来の在り方であった。実際には、長年の艦隊訓練での研究結果から、決戦用駆逐艦は4隻編制をとるのが最良とされていた。太平洋戦争開戦時、第2艦隊の第2水雷戦隊、第4水雷戦隊ではすべて、こんな4隻駆逐隊を4隊でそれぞれの水雷戦隊を形成していた。

これらの隊で、部下を「統率訓練シ、軍紀風紀ヲ維持シ、隊務ヲ総理スル」のが「司令」だった。それは軍艦

の艦長と同様の任務だ。定員令に定められていた艦長の階級は、ほとんどの艦が大佐、敷設艦の一部に中佐定員があった。駆逐隊、潜水隊司令は大佐もしくは中佐、水雷隊では中佐が配員されるようになっていた。すなわち、司令は艦長と同格の権威を持ち、義務を背負っていたのだ。

したがって1個隊が一つの所轄、司令が庁長であり、教育の基本長であった。所属駆逐艦、潜水艦などの指揮官はそのため艦長とはいわず、公式には〈駆逐艦長〉〈潜水艦長〉と呼ぶようになっていたのである。いってみれば、隊内における駆逐艦長、潜水艦長たちは、軍艦の副長に相当する立場にあった。だから、これらの艦内では、駆逐艦長、潜水艦長に次ぐ兵科将校を、副長とはいわず〈前任将校〉と呼ぶ習わしになっていた。

だが、駆逐艦、潜水艦なども時には隊に編入されず、個艦で艦隊や鎮守府司令長官その他の直接指揮を受けて任務に従事することがある。このような独立艦になった場合は、少佐、大尉の若い将校でも立派な所轄長だ。艦長や司令と同等の権限をもって外部に臨み、かつ艦内事務を処理することになっていた。

連合艦隊の変容

戦術単位とは、海軍大学校編纂の『兵語界説』によれば「戦闘ニ於テ一指揮下ニ概一団ヲ為シテ動作シ、固有ノ戦闘任務ニ応ジ、戦術上各種ノ術策ヲ施スニ足ル軍艦ノ単位ヲイフ」とされていた。海上部隊にあっては、「軍艦2隻以上ヲ以テ、軍艦及駆逐隊、……駆逐艦2隻以上……若ハ航空隊2隊以上ヲ以テ之ヲ編成」する〈戦隊〉が、典型的な戦術単位である。

通常の戦隊は、戦艦あるいは巡洋艦各4隻で編成していた。これと並んで、航空母艦か水上機母艦を基体にした同様の部隊が航空戦隊だ。また先ほども触れたが、巡洋艦1隻を旗艦に3～4個駆逐隊を配した部隊が水雷戦隊、同じく潜水隊2～3隊で編成し、指揮官の乗艦として巡洋艦か潜水母艦1隻を置いた戦隊が潜水戦隊だった。大正10年代に入ってから第1艦隊、第2艦隊は、このような戦艦戦隊1、巡洋艦戦隊1、水雷戦隊1、潜水戦隊1で骨組を組むようになっていた。さらに昭和3年度からは航空戦隊も臨機、艦隊に顔を出すようになり、10年度以降は常時、第1艦隊と第2艦隊のそれぞれに1個航空戦隊ずつ分属するまでになった。

兵語界説は、戦略単位とは「作戦ニ於テ一指揮ノ下ニ行動シ、各種ノ機関ヲ具備シ独立シテ作戦シ得ル軍艦ノ大

単位」と定義付けている。〈艦隊〉は、基本的にはこのような意図をもって編成されており、とりわけ第1艦隊、第2艦隊はその条件を十分に満たす海上部隊だったといえよう。

なお、戦前の海軍軍人社会で単に“艦隊”というと第1、第2艦隊が所属する連合艦隊、“艦隊勤務”というと連合艦隊に勤務することを指していた。遣外艦隊とか支那方面艦隊、練習艦隊などは、月月火水木金の誇り高い“カンタイ”の仲間には入れてもらえなかったのである。

また一定地域の作戦を担当させるため、2個以上の艦隊を連結、統一指揮する〈方面艦隊〉なる部隊を置くことがあった。例を挙げれば、太平洋戦争中、第1南遣艦隊と第2、第3南遣艦隊を合し、マレー、蘭印、比島方面の防衛を意図して、昭和17年4月10日に“南西方面艦隊”が編成されている。連合艦隊内に造られた方面艦隊では、最初のものであった。このような組織が編まれるようになったところに、太平洋戦争での連合艦隊が、かつての第1、第2艦隊だけの攻撃、機動戦用部隊としてのみでなく、防御、後方基盤安定をも考える一大総合艦隊に変貌していたことが見てとれる。

こうした第1、第2南遣艦隊とか、内南洋防衛の第4艦隊など地域艦隊に特徴的なのは、編制の中に〈特設根拠地隊〉あるいは〈特別根拠地隊〉という、耳慣れない隊名が出てくることだ。

特設根拠地隊は戦時、事変の際に臨時編成され、艦隊前進根拠地の陸上防衛と付近の海上警備、それから港務管理、通信を掌るのが主任務であった。そのため配下には、これも臨時特設の防備隊や航空隊、通信隊、掃海隊などが置かれていた。司令部があり、司令官と参謀長、参謀も揃っていた。特別根拠地隊の方は、作戦地内の必要な地点に置かれる常設の部隊だった。司令官以下の司令部も整い、任務は特設根拠地隊と似かよっていたが、違うところは、隊内が軍艦類似に組織されており、副長



集団行動が基本となる駆逐艦は、数隻で隊を編成するのが標準だった。写真は初春型駆逐艦の初霜。

艦隊，艦船部隊の特定符号

海軍総隊……………GB	海防艦……………CD
連合艦隊……………GF	水雷艇……………t
艦隊……………F	掃海艇……………w
機動艦隊……………kdF	駆潜艇……………Ch
航空艦隊……………AF	哨戒艇……………P
方面艦隊……………TF	駆逐隊……………dg
北東方面艦隊……………HTF	潜水隊……………sg
南東方面艦隊……………NTF	砲艦隊……………Gg
南西方面艦隊……………GKF	水雷隊……………tg
南遣艦隊……………KF	掃海隊……………wg
支那方面艦隊……………CSF	駆潜隊……………Chg
遣支艦隊……………CF	主力部隊……………MB
護衛艦隊……………EF	前進部隊……………AdB
戦隊……………S	遊撃部隊……………YB
航空戦隊……………Sf	機動部隊……………KdB
水雷戦隊……………Sd	先遣部隊……………EB
潜水戦隊……………Ss	潜水部隊……………SB
特攻戦隊……………Sz	空襲部隊……………AB
特別根拠地隊……………Bg	航空部隊……………FB
特設根拠地隊……………aBg	基地航空部隊……………FGB
海上護衛隊……………KEg	夜戦部隊……………NB
戦艦……………B	哨戒部隊……………PB
航空母艦……………A	攻略部隊……………OB
特設航空母艦……………aA	補給部隊……………TB
巡洋艦……………C	戦艦戦隊……………BS
重巡洋艦……………CA	戦艦部隊……………BB
軽巡洋艦……………CL	巡洋艦戦隊……………CS
敷設艦……………M	海上護衛総司令部隊……………GEB
駆逐艦……………d	鎮守府部隊……………CB
潜水艦……………s	付属部隊……………AtB
砲艦……………G	

ほか内務長，軍医長，主計長，各科分隊長が配置されていて，全定員およそ1,000名，戦艦並みの部隊であったことだ。したがって，規模は特設根拠地隊より小さい。

ところで，ここまでの本稿においては艦隊や艦艇に関わるいくつもの専門用語を出し，使用してきた。旧海軍ではこのような用語をいちいち正式に記す煩わしさを避けるため，特定の符号をきめて略記していた。参考までに一部を別表に示しておく。それから今ひとつ，本稿では「ヘンセイ」の用語を，動詞として用いるときは「編成」，名詞での使用の際は「編制」とした。これも旧海軍の方式に倣ったものである。

平時艦隊編制と予備艦

ここに断るまでもなからうが，わが艦隊は平時より戦時即応の編制をとっていたわけではなかった。第1の理由は国家経済にあったが，その許す範囲で可及的多数の艦艇による艦隊を編成し，戦闘の要求に適合する教育訓練を実施していた。したがって平時編制は国策の遂行，海上警備その他の常時任務に十分対処でき，しかも可能

な限り戦時編制に近く，かつ容易にそれに移行できるよう心掛けられていた。

日露戦争後に「艦隊編制及任務」の名称で，基本的なその枠は定められたが，戦隊単位にまで言い及んで「艦隊平時編制」の標準が制定されたのは，大正3年12月1日からである。しかし標準はどこまでも標準，実際にはおおむね下回るのが普通であった。たとえば昭和8年当時の標準では，戦艦の編入は第1戦隊に4隻，第2戦隊に巡洋艦とコミで4隻だった。が，この年度，金剛，日向，陸奥，榛名の第1戦隊だけで，第2戦隊の編成はなかった。ほかの長門，霧島，伊勢，扶桑，山城の5戦艦は予備艦として後方に下がり，比叡は練習戦艦に改装され，艦隊を離れていたのである。

日本海軍には，在役艦と予備艦の制度があった。諸艦船のうち，連合艦隊をはじめとする艦隊に編入あるいは付属されたり，鎮守府，警備府に所属して警備艦とか練習艦の任務に属しているフネを〈在役艦船〉と称し，その他の役務を持たないフネを〈予備艦船〉と呼んでいた。すなわち，平時のわが海軍では前記した理由などから，予備艦の状態に置かれる艦艇が多かったのだ。昭和10年度の保有艦艇数は273隻だった。うち，なんと38パーセントの103隻が予備艦だったとされている。したがって，在役艦は170隻，その中で連合艦隊所属は68隻だった。カンタイの艦は全体の25パーセントに過ぎなかったのである。

一口に予備艦といっても，状態によっていくつかの段階があった。〈第1予備艦〉は，ほぼ定員だけ乗員が配されており，短期間の整備で出動可能。大演習などでは赤軍艦隊（敵艦隊）の主役となった。〈第2予備艦〉は乗員を20パーセント近く減らし，ブイに係留して保存整備に努めたり，工廠の手で小修理や小規模改造を実施中のフネ。この艦も大演習，小演習には出動することが多かった。〈第3予備艦〉は50パーセントぐらいに減員され，大修理や大改造などで当分行動不能の艦である。〈第4予備艦〉になると，乗員の80パーセント程度を減らしており，廃艦が間近。いま一つ（特別予備艦）と呼ばれる状態があったが，これは，その艦を外国で購入するなどし，内地または指定の土地へ回航して後令を待っている間のフネをいうのであった。

以上のようなわけで，軍令部では毎年度，平時の艦隊編制表を作り実行に移す一方，それを母体としたペーパー・プランの「〇〇年度帝国海軍戦時編制」も作製していた。昭和16年度のそれは15年12月17日に天皇の裁可を受けており，太平洋戦争に臨むに当たって，16年9月1日に実施が発令されたのであった。

建制と軍隊区分と軍隊指揮権

このような平時の“艦隊編制”、“戦時編制”では、艦隊令に基づいて艦隊以下戦隊までの組織を定め、さらに艦船令その他の法令を拠り所として軍艦、駆逐隊、潜水隊などを機能別に区分配置してある。それは大ブロック・縦割り制で、平素の教育訓練に適し、戦時では乾坤一擲の戦艦艦隊決戦に適するように作られ、〈建制〉と称される基本的かつ永続性のある編制となっていた。

しかし、決戦時でもそうだったが、とくにそこまで至らない各種各様の戦闘では、この建制のままではなはだ戦いがやりにくいのである。不能のこともあった。そこでとられた方法が、〈軍隊区分〉という編組法であった。作戦のつど、目的達成に適合するような部隊を一時的に編成するため、各艦隊、戦隊を通じて横断的に必要な兵力を抽出してくるのだ。そして、その兵力に任務を与えることを〈兵力部署〉といった。だから、この二つの用語には似通った意味合いが強く、実際には同義語として混同使用されることが多かった。

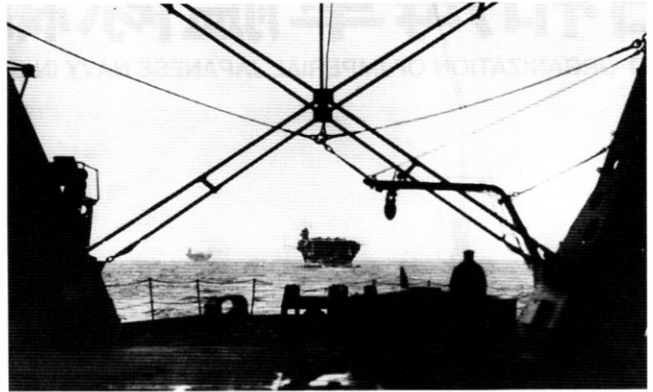
真珠湾奇襲に成功した艦隊は、第1航空艦隊を主力とした部隊であった。だが建制上の同艦隊には、常時でも空母のほかは“トンボ釣り”のやや旧式な駆逐艦しかない。ために、この時の出動にはそれらを除外してきたので、航空母艦6隻のみであった。

そこで、軍隊区分により他艦隊から応援を頼むことにした。第1艦隊から第3戦隊の戦艦比叡、霧島、第2艦隊より第8戦隊の重巡利根、筑摩を借用して支援隊とし、警戒隊へは第1艦隊第1水雷戦隊の旗艦阿武隈以下8隻の駆逐艦に支援を求め、第5航空戦隊の独立駆逐艦だった秋雲を入れて編成した。また、母艦群に随伴する哨戒隊には、第6艦隊第1潜水戦隊よりの潜水艦3隻が選ばれている。それぞれ兵力部署され“機動部隊”の区分名称で、昭和16年11月16日単冠湾を出撃したのである。

大演習や小演習のために臨時編成される艦隊は別として、建制の艦隊司令長官は天皇から直々に任命される権威ある親補職だった。が、軍隊区分による部隊はいわばバラック建築、たとえ艦隊規模であってもリーダーを司令長官と呼ぶことはなかった。編制の大小を問わず〈指揮官〉だったのだ。

ならば艦隊の司令長官、一段下がって戦隊司令官や艦隊長に事故が生じたとき、急場の指揮権はどのように受け継がれていったのであろうか。

海戦場裡、艦上で上下一体となって戦う海軍では、早くからこういう事態を予測し、規則を準備していた。明



ハワイ空襲のため北太平洋を攻撃する日本空母部隊。この機動部隊は、第1航空艦隊の空母6隻を主力とし、これに第1、第2艦隊の戦艦、巡洋艦などを加えた臨時編成の艦隊であった。

治22年7月24日制定の艦隊条例の一条文に淵源を持つ〈軍令承行令〉と称する法令がそれである。この場合の〈軍令〉とは、軍隊指揮権＝艦船部隊において戦闘力を行使しうる権能のことだが、「軍令八将校官階ノ上下、任官ノ先後ニ依リ順次之ヲ承行ス」の条項で始まっていた。実はこの承行規定は、初制定の大正4年以来多くのむずかしい問題をはらんで年経てきた。

当時の“将校”とは後の兵科将校のことで、機関将校は、この将校がいなくなったときのみ指揮権を継ぎうるとされていた。これがエンジニア将校の不満の種となった。やがて不平は鬱積して憤懣押さえがたいまでになる。当局も無視できなくなり、解決に乗り出した。軍令承行令第1次改正が行なわれたのは、太平洋戦争開始後の昭和17年11月1日であった。その後小改正が加えられ、最終改正が実施されたのは19年8月20日である。

第1条「軍令八将校官階ノ上下、任官ノ先後ニ依リ順次之ヲ承行ス」。初制定時と全く同文だったが、“将校”の内容が大きく変わっていた。最終改定によるそれは、旧兵科将校と旧機関科将校を統合した将校であった。指揮権継承は同一レベルで行なわれることになった。しかしながら、機関少佐が少佐に階級名称が変わったからといって、ただちに砲術長、水雷長の職務がとれるものではない。実際の補職などについては取り扱わなければならない垣根、埋めなければならない溝が多々あった。それらは特例を設け、漸進解決を図っていったのであった。

だが、艦隊司令長官戦死！ というような場合は、こんなウルサイ問題は起こりようもなかった。昭和18年4月18日の山本五十六長官戦死の時、連合艦隊次席指揮官は近藤信竹第2艦隊司令長官だった。承行令に則り、同長官は21日、「山本連合艦隊司令長官事故ノ為、本職其ノ職務ヲ代理ス」、さらに22日「古賀連合艦隊司令長官着任迄、本職其ノ職務ヲ執行」の電報を海軍大臣、軍令部総長に発して、指揮を継承したのであった。